

株式会社日本電子公証機構認証サービス
依拠する当事者規約
(iPROVE RPA)

依拠する当事者が、株式会社日本電子公証機構（以下、「jNOTARY」という）発行の電子証明書について、その有効性を検証する場合、必ずこの株式会社日本電子公証機構認証サービス依拠する当事者規約（以下、「iPROVE RPA」という）及び株式会社日本電子公証機構 認証サービス認証業務規程（以下、「iPROVE CPS」という）をお読み下さい。

株式会社日本電子公証機構の認証サービスは、iPROVE CPS によって規律され、引用によりこの iPROVE RPA に組み込まれています。iPROVE CPS は最新の内容の版が株式会社日本電子公証機構提供のウェブサイト (<https://iprove.jnotary.com/repository/CPS>) に公開されています。

- (1) 依拠する当事者が、電子証明書を信頼すべきか否かの判断をされるときは、iPROVE CA 証明書 (<https://iprove.jnotary.com/repository/>) 及びフィンガープリント (<https://iprove.jnotary.com/>) (注) を株式会社日本電子公証機構提供のウェブサイトから確実に入手し、ウェブサイトから入手したフィンガープリントと、同様に入手した iPROVE CA 証明書から作成したフィンガープリントとが一致することを確認した上で、当該電子証明書に行われた iPROVE CA による電子署名を検証することにより、当該電子証明書の発行者を確認しなければなりません。
- (2) 依拠する当事者が、電子証明書を信頼すべきか否かの判断をされるときは、当該電子証明書の利用目的、使用範囲、又はその制限を記載した iPROVE CPS を、上記ウェブサイトにより確認しなければなりません。
- (3) 依拠する当事者は、電子証明書内に記載されている失効リスト登録場所から失効リストをダウンロードし、取得した電子証明書について失効に関する情報が記録されていないことを確認しなければなりません。

注：Internet Explorer (IE) をお使いで「Internet Explorer を使用してください」のエラーが発生する場合は、下記を参照して IE の互換表示設定を行ってください。

IE 互換表示設定 (https://iprove.jnotary.com/APPLICATION/ie_setting.pdf)

iPROVE CPS では制限的保証について規定しています。株式会社日本電子公証機構は、iPROVE CPS で明示的に規定されている場合を除き、商品性の保証、特定目的への適合性の保証及び提供する情報の正確性の保証を含むあらゆる種類の保証及び義務から免責され、依拠する当事者の過失または不注意などから生じるあらゆる責任からも免責されます。

また、株式会社日本電子公証機構は、いかなる間接損害、特別損害、付随的損害または派生的損害に対する損害も負いません。

本契約及び iPROVE CPS 中の規定の一部が無効または強制不可能の場合においても、残りの規定についてはその影響を受けないものとします。

以上